

2019 年度女性活躍推進専門員募集要項

1 募集にあたって

兵庫県では、女性の職業生活における活躍を促進するため、女性活躍の推進に関する相談・助言、企業の情報収集・分析・発信等を行う「女性活躍推進専門員」を、公募により広く募集する。

2 募集内容

(1) 募集人員

女性活躍推進専門員 1名（週3日または週4日勤務）

(2) 職務内容

- ① 女性活躍の推進に関する相談、助言、外部講師等の派遣に関すること
- ② 女性活躍を先進的に推進する企業の情報収集、分析、発信に関すること
- ③ 県内企業等で活躍する女性ロールモデル等、女性活躍に関する情報収集、分析、発信に関すること など

(3) 勤務場所

兵庫県立男女共同参画センター

神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号 神戸クリスタルタワー7階

(4) 身分・給与等

非常勤嘱託員として報酬及び通勤費（上限あり）を支給する。

週3日勤務：月額165,000円 週4日勤務：月額220,000円

(5) 勤務時間

9時00分～17時15分

（週3日勤務：週21時間45分 週4日勤務：週29時間）

(6) 任用期間

2019年4月1日～2020年3月31日

(7) 応募資格

次の①～⑤の要件を満たす人

- ① 男女共同参画について理解しており、幅広い知識を有する人
- ② 企業の人事労務担当者等に、女性活躍推進のための取組みについて助言できる人（人事労務や女性人材活用・マネジメント等について知識や経験のあることが望ましい）
- ③ 女性活躍を先進的に推進する企業や活躍する女性の情報を収集・分析し、インターネット等を活用して情報発信できる人
- ④ パソコンの操作（ワード・エクセル等）ができる人

⑤ 地方公務員法第16条に規定する欠格条項の各号いずれにも該当しない人
(注) 地方公務員法第16条の欠格条項は次のとおりです。

- ・ 成年被後見人または被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・ 兵庫県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- ・ 日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人

(8) 応募方法

応募者は、次の①～④を応募先へ持参または郵送。

- ① 履歴書（写真貼付）
※「本人希望記載欄」等に希望する勤務日数を明記
 (①週3日 ②週4日 ③どちらでも良い)
- ② 職務経歴書
- ③ レポート（A4 1枚程度 手書き不可）
 テーマ：「女性活躍について」
- ④ 82円切手を貼り付けた返信用封筒(宛名記載の上)

(9) 募集期間

2019年1月23日(水)～2019年2月6日(水) 必着
※応募多数の場合は事前締切あり

(10) 選考方法

提出書類による第1次審査を行い、第1次審査を通過した方に第2次審査(面接)を実施。第2次審査は2月15日(金)の予定。

(11) 応募・問い合わせ先

兵庫県立男女共同参画センター 壺坂
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町1丁目1番3号
神戸クリスタルタワー7階
TEL 078-360-8550
FAX 078-360-8558